

令和9年度当初予算

概算要求の概要 動物衛生課

令和8年8月

農林水産省



家畜衛生の推進（ソフト）

令和9年度予算概算要求額 5,665百万円（前年度 1,896百万円）の内数

<対策のポイント>

都道府県等が地域の実態を踏まえて実施する、**家畜の伝染性疾病に関する監視体制の整備及び発生予防・まん延防止の取組、畜産物の安全性向上や野生動物の対策強化**の取組を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

1. 監視体制の整備

家畜保健衛生所の検査体制を強化するため、**野生動物から家畜への伝播が指摘される疾病の検査機器（家畜用又は野生動物用）の整備、監視体制の整備、検査の信頼性確保に向けた精度管理の適切な実施**に向けた取組等を支援します。

2. 家畜の伝染性疾病の発生予防

- ① 鳥インフルエンザ対策を徹底するため、地域一体での**防鳥ネットや消毒機器の整備等の飼養衛生管理水準の向上、野鳥飛来防止対策の取組や指定地域での防疫対応の強化（ドローンカメラを活用した点検等）**を支援します。
- ② **民間獣医師や野生動物対策の専門家、農場の取引業者等のステークホルダーと連携した衛生指導・点検**など、地域での**自衛防疫を強化**する取組を支援します。

3. 家畜の伝染性疾病のまん延防止

- ① 地域で行う**埋却予定地の事前調査や防疫演習**を支援します。
- ② 家畜伝染病等が発生した際に、**迅速かつ的確にまん延防止措置**を講ずる取組を支援します。

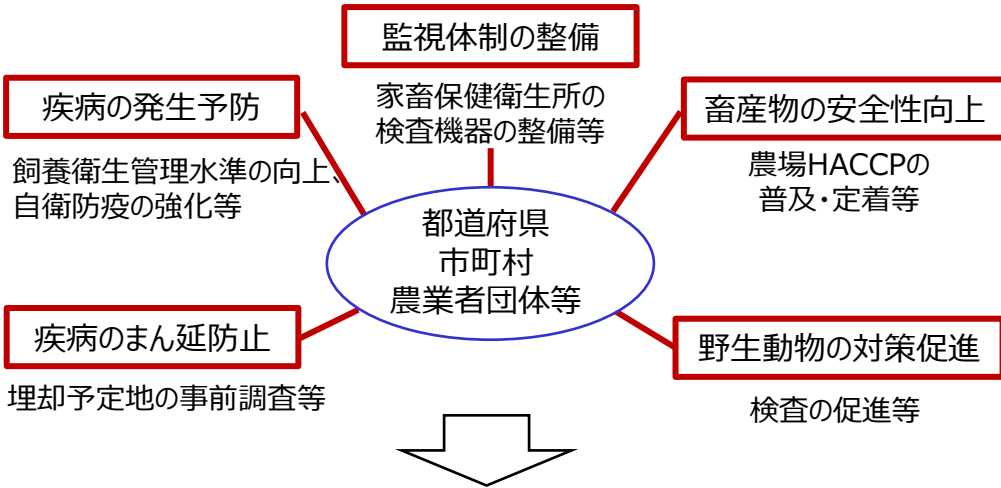
4. 畜産物の安全性向上

HACCPの考え方を採り入れた飼養衛生管理（**農場HACCP**）の普及・定着を図るため、**認証取得、指導、取組の効果を検証する検査等**の取組を支援します。

5. 野生動物の対策強化

アフリカ豚熱及び豚熱対策として行う**野生動物のサーベイランス（浸潤状況調査）**について、**検査の促進等**を図るための取組を支援します。

<事業イメージ>

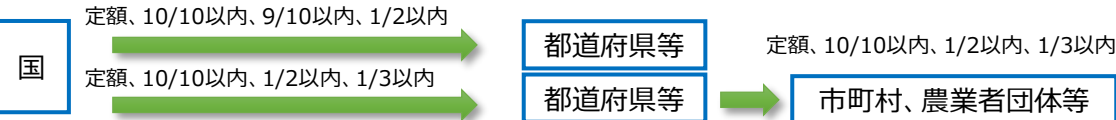


豚熱、鳥インフルエンザ等の
家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止の取組を支援！



（豚熱及び鳥インフルエンザの症状）

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課 （03-3502-8292）

<対策のポイント>

家畜の伝染性疾病に係る発生予防・まん延防止の取組を強化するため、①家畜保健衛生所等における家畜等の病性鑑定の適切な実施、②鳥インフルエンザ対策や豚熱・アフリカ豚熱対策に資する飼養衛生管理の向上、③殺処分の影響を低減するための農場の分割管理にそれぞれ必要な施設整備を支援します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病に係るまん延防止措置が適切に実施されていないために疾病をまん延させてしまった事例の件数を0件とすること

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 病性鑑定の適切な実施

都道府県の家畜保健衛生所等において、家畜の病性鑑定や野生動物の検査を適切に実施するため、病性鑑定検査施設及び関連施設（採材、病性鑑定畜の保管、感染性廃棄物処理等のための施設）の整備を支援します。

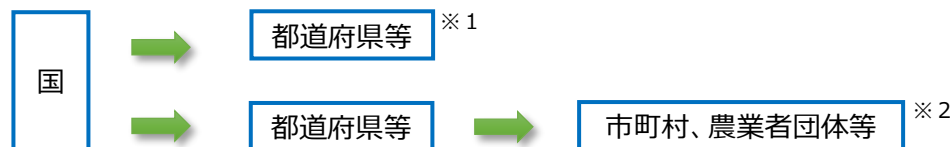
2. 飼養衛生管理の向上

高病原性鳥インフルエンザ対策に資する鶏舎入気口フィルター及び細霧装置並びに豚熱・アフリカ豚熱対策に資する養豚場の野生動物侵入防止壁の整備を支援します。

3. 農場の分割管理

高病原性鳥インフルエンザや豚熱等の発生に際し、殺処分の影響を低減するため、農場の分割管理に取り組む場合に追加で必要となる施設等（更衣室、車両消毒施設、農場境界柵、集卵ベルト、堆肥舎、作業機械等）や場内への取付道路の整備を支援します。

<事業の流れ>



※1 1/2以内（1の事業） ※2 1/2以内（2、3の事業）

<1の事業>

家畜保健衛生所等において、家畜や野生動物の病性鑑定を適切に実施するため、
 ・遺伝子検査用施設
 ・解剖及び採材のための部屋
 ・病性鑑定畜の保管庫
 等を整備

<2の事業>

野生動物侵入防止
壁の例

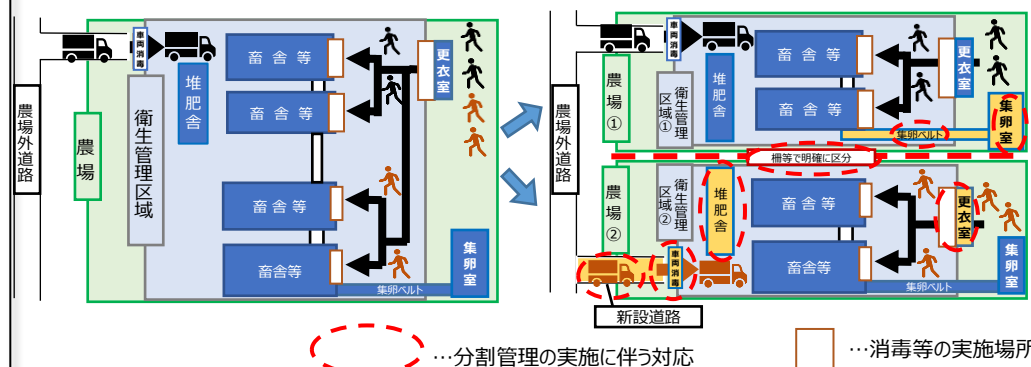


鶏舎入気口フィルター
の例



<3の事業>

農場の分割管理に当たり追加で必要な施設（赤破線）のイメージ



○ 家畜伝染病予防費

令和9年度予算概算要求額 4,761百万円（前年度 4,761百万円）

<対策のポイント>

家畜伝染病予防法に基づき、①都道府県が行う家畜の伝染性疾病（口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等）の発生予防・まん延防止の取組に必要な費用を国が負担するとともに、②家畜等の所有者に対し、と殺家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用を交付します。

<事業目標>

家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止により、畜産の振興を図る（家畜伝染病予防法第1条）

<事業の内容>		<事業イメージ>	
1. 家畜伝染病予防費負担金 家畜伝染病予防法の規定により、都道府県が行う ① 家畜の検査等に必要な旅費 ② 豚熱ワクチン等の購入費及び接種に必要な資材費 ③ まん延防止措置等に必要な薬品費、衛生資材費 ④ 消毒ポイントの運営等の消毒に要した経費 ⑤ まん延防止のため行う家畜等の焼埋却に要した経費 ⑥ 移動制限等による農場の売上げの減少額等に相当する額等の全部又は一部について国が負担します。		家畜伝染病予防費負担金 (対象：都道府県) - 家畜防疫員の旅費 - 動物用生物学的製剤（ワクチン等）の購入費 - 豚熱ワクチン接種後の免疫付与状況確認検査の民間検査機関等への委託費 - 薬品（消毒薬等）の購入費 等	患畜処理手当等交付金 (対象：家畜等の所有者) - 検査、注射、薬浴等に要した費用 - 衛生資材（保護衣、注射針等）の購入費 - 消毒ポイントの運営に要する費用 - 焼埋却に要する費用 - 移動制限等に起因する売上げの減少額等の補填を行う場合の支援 等
2. 患畜処理手当等交付金 家畜伝染病予防法の規定により、と殺された家畜等に対する手当金やその死体の焼埋却に要した費用の全部又は一部を家畜等の所有者に交付します。 また、口蹄疫、豚熱※、アフリカ豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜等については、通常の手当金と併せて特別手当金を交付し、原則として評価額全額を交付します。更に、予防的に殺処分された家畜に対して支払われる補償金等を交付します。 ※ 豚熱ワクチン接種地域においては、通常の手当金のみを交付。			※口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜及び疑似患畜については、特別手当金を交付し、原則として評価額の10/10を交付。 - と殺家畜等に対する手当金 - 予防的殺処分を実施した場合の補償金 - 焼埋却に要する経費
<事業の流れ> 国 負担 (負担率：10/10、1/2（法律補助）) 交付 交付率：10/10、1/2 評価額：①口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等 10/10 ②上記以外の疾病（ワクチン接種地域の豚熱等） 4/5、1/3 都道府県 (1の事業) 家畜等の所有者 (2の事業)		発生予防の取組 まん延防止の取組	
		[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課 (03-3502-8292)	

<対策のポイント>

生産農場における飼養衛生管理水準の向上や家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化に向け、**農場指導、検査、ワクチン接種やとう汰等の取組**を推進します。また、HACCPの考え方を生産段階で活用した飼養衛生管理（**農場HACCP**）の導入に向けた取組を推進します。

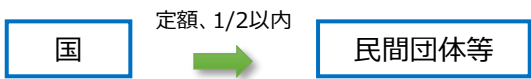
<事業目標>

- 家畜の伝染性疾病のまん延防止・清浄化の推進
- 生産者による飼養衛生管理の強化
- 農場HACCPに取り組む農場の拡大

<事業の内容>

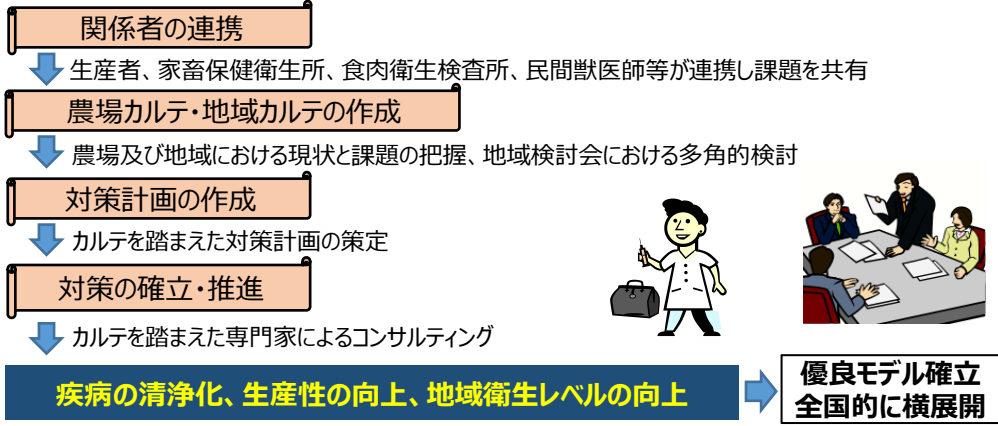
- 1. 疾病清浄化支援対策**
- ① **全国流行疾病対策**：牛のヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢、牛のサルモネラ症、吸血昆虫が媒介する監視伝染病について、まん延防止及び清浄化を推進するため、**移動予定牛や発生農場等の検査、ワクチン接種、リスク牛のとう汰、吸血昆虫の忌避・駆除等の取組**を支援します。
- ② **地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策**：地域で課題となっている家畜の伝染性疾病や、豚熱やアフリカ豚熱等の**全国的な越境性疾病**について、関係者が連携し策定した計画に基づく衛生管理の点検・見直し、専門家によるコンサルティング等の取組や、**ブルセラ症、結核の清浄性維持のためのサーベイランス**への生産者の協力を支援します。
- 2. 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策**
- 飼養衛生管理の強化のため、自主的に**民間獣医師等の衛生指導**を受ける取組や吸血昆虫が媒介するアカバネ病予防のための**組織的ワクチン接種**を支援します。
- 3. 農場HACCP導入推進強化事業**
- 飼養衛生管理水準の向上に向け、農場HACCPの導入を推進するため、**多様性に富む農場の現場で幅広く知識を応用して指導を担うことのできる農場指導員を養成**するための研修会を開催し、地域における指導体制を強化します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<事業1の②：地域生産性向上及び越境性疾病衛生対策>



<事業3：農場HACCP導入推進強化事業>

- 農場指導員の養成：地域における指導体制を強化するため、農場指導員を養成する研修会を開催
- 農場HACCPの普及指導に必要な基礎知識・手法を習得

多様性に富む農場の現場で的確に指導できるよう、習得した知識・手法を応用するための技術・ノウハウを習得

農場指導員の質の向上により、これまで以上の取組の普及に加え、指導強化による取組の定着を図る

農場HACCPの普及・定着による飼養衛生管理水準の向上

[お問い合わせ先] 消費・安全局動物衛生課（03-3502-8292）

＜対策のポイント＞

我が国のBSE対策の有効性を監視し、消費者や生産者の信頼を確保するため、死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するための費用を助成します。

＜事業目標＞

BSE検査の適切な実施によるBSE対策の有効性の確認

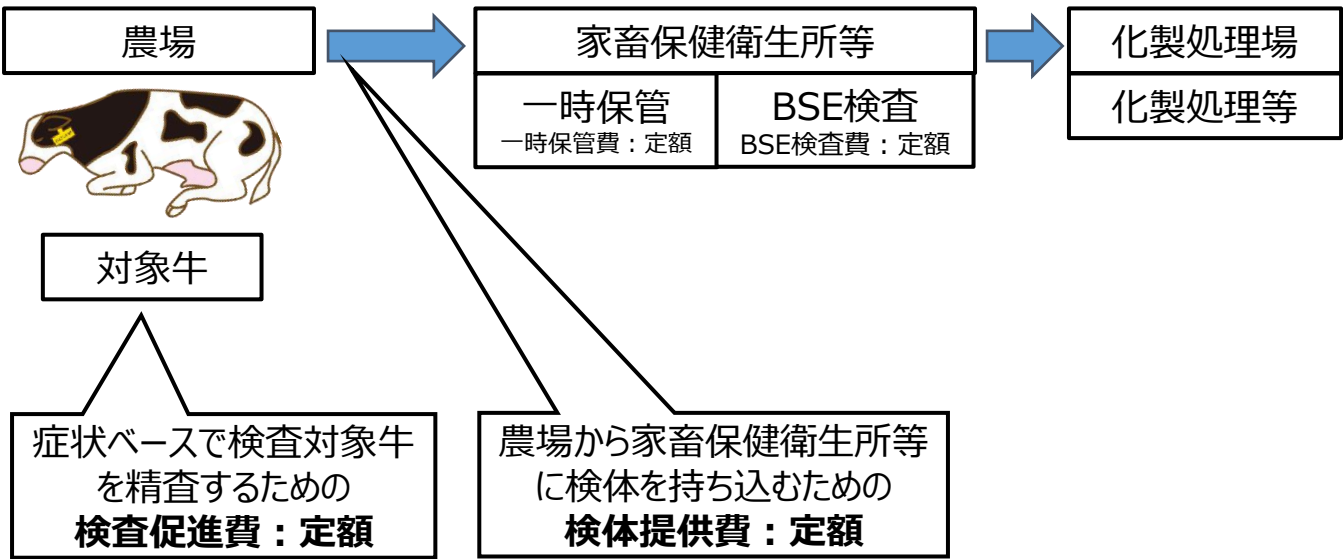
＜事業の内容＞

死亡牛のBSE検査を円滑かつ的確に実施するため、検査及びそのために必要な採材等に要する費用（検体提供費、一時保管費等）を助成します。

※ 死亡牛のBSE検査については、WOAH（国際獣疫事務局）のBSEに関する国際基準（コード）改正を踏まえ、令和6年度から、特定症状や歩行困難、起立不能等を呈しており、その症状からBSEを否定できない牛等を検査対象牛としています。

＜事業イメージ＞

【新たなBSEサーベイランス体制に伴う生産者負担に対する助成】



＜事業の流れ＞



＜対策のポイント＞

家畜の伝染性疾病について、監視・診断体制の構築・強化等を行い、効率的・効果的な発生予防・まん延防止に向けた体制を整備します。

＜事業目標＞

防疫上重要な家畜の伝染性疾病の迅速かつ適切な防疫措置の推進

＜事業の内容＞

1. 家畜伝染病監視・診断体制整備推進事業

① 病原体の収集・分析、検査用試薬等の製造・配布

特に防疫上重要な家畜伝染病や慢性疾病に係る診断体制の整備に資するよう、病原体の収集・保管、遺伝情報や病原性等の分析、環境試料検査等を実施するほか、家畜保健衛生所での診断に必要な検査用試薬の製造・配布を行います。

② 診断体制強化

口蹄疫及びアフリカ豚熱について、国内の診断体制を整備するための技術研修を実施し、確定診断能力を強化します。

③ 有効なサーベイランス体制の構築

輸出検疫協議等への活用のため、毎年のサーベイランスの結果について、網羅的に科学的解析を行い、疾病の発生・浸潤状況や対策の有効性を評価します。

2. 診断試薬確保事業

国内で清浄化した家畜の伝染性疾病等について、万が一の国内侵入に備え診断体制を構築・強化するため、診断試薬の確保や海外製の診断薬等の有効性の検証を行います。

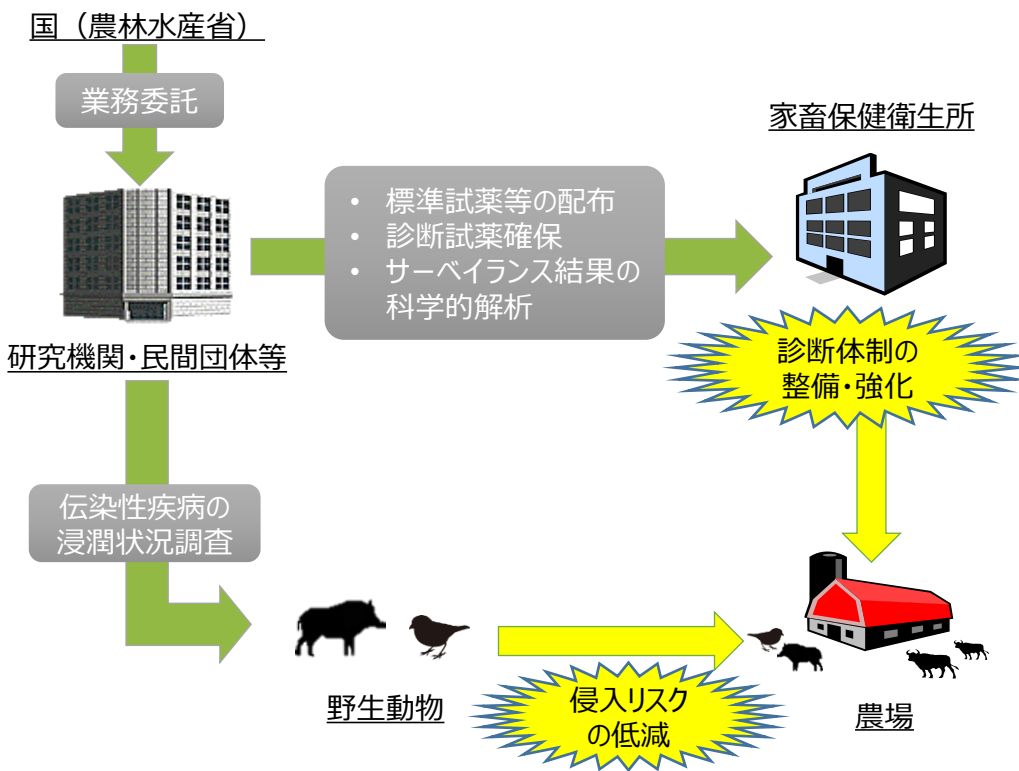
3. 野生動物監視体制整備事業

捕獲された野生動物から検査材料を採取し、家畜の伝染性疾病（ヨーネ病、鹿慢性消耗病、オーエスキー病、ニューカッスル病等）の浸潤状況を調査します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



<対策のポイント>

野生動物でのアフリカ豚熱の発生予防・まん延防止のため、アフリカ豚熱の侵入防止のための消毒ポイント等の設置や周知活動、発生時の初動対応のための資材備蓄を支援します。

<事業目標>

アフリカ豚熱が野生動物に侵入した際に事前の体制整備の不足による初動対応の遅れの防止

<事業の内容>

1. アフリカ豚熱侵入防止のための消毒ポイント等の設置及び周知活動

3百万円（前年度 3百万円）

キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントや食品廃棄物を管理できる収納器具・機材を設置する取組を支援するとともに、アフリカ豚熱の侵入防止を促すため、立て看板等を用いた周知活動を支援します。

2. 発生時の初動対応のための資材備蓄

15百万円（前年度 5百万円）

発生時の初動対応に備えて、急遽購入することが困難である特殊な防疫資材等を備蓄する取り組みを支援します。

<事業イメージ>

1の事業

- キャンプ場・登山道、海外観光客が参加する野外イベント等に消毒ポイントの設置
- アフリカ豚熱の侵入防止を促すため立て看板等を用いた周知活動



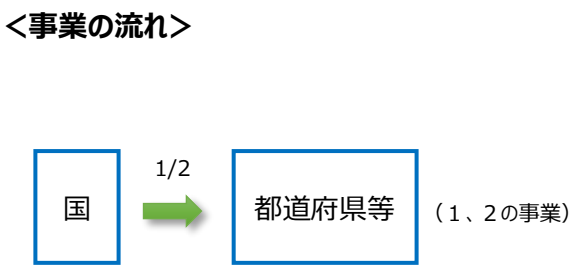
2の事業

- イノシシの防疫作業では、家畜の防疫作業では使用しない特殊な資材が必要であるため、緊急時に備え、これら特殊な防疫資材を備蓄



備蓄

- ・簡易電気柵
- ・生分解性シート
- ・納体袋 等



＜対策のポイント＞

高病原性鳥インフルエンザ等発生時に行われる家畜の焼埋却処分等の防疫作業について、埋却地が確保できないことによる防疫作業の長期化などの課題が生じていることから、**焼埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）の確立に向けた検証を実施します。**

＜事業目標＞

高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病発生時に効率的な防疫作業を実施し、**迅速に封じ込めを行い、まん延を防止**

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 家畜防疫措置検証事業

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱等の家畜伝染病のまん延防止として行う殺処分後の家畜の死体の処分について、より効率的かつ持続的に対応できるよう、**焼却や埋却を補完する新たな処理方法（化製処理）を確立するため、処理過程における病原体の飛散や施設の汚染といった疾病のまん延リスクとその管理方法（防止対策）を検証**します。

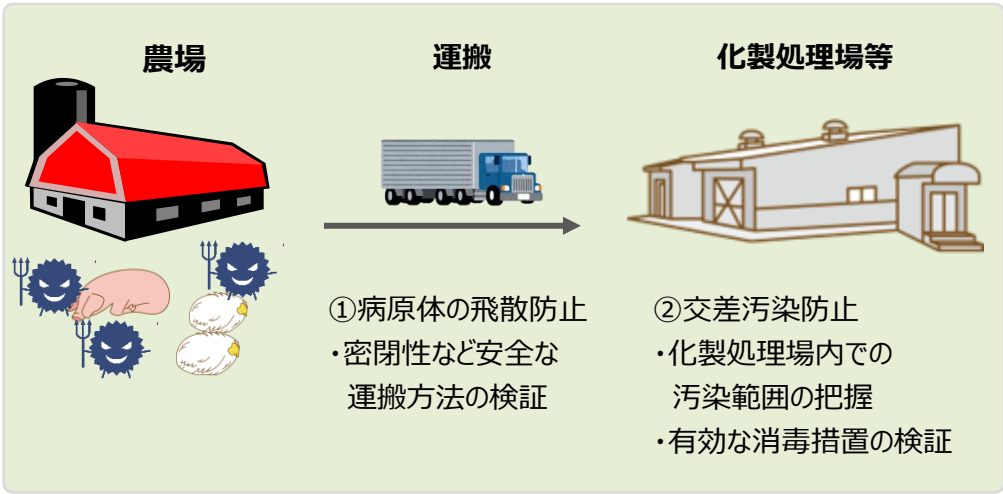
既存の処理方法
（焼埋却）の課題

- ・埋却地の確保
- ・地下水等の漏出
- ・利用可能な焼却施設の不足

焼埋却を補完する新たな
処理方法（化製処理）を確立

- 疾病のまん延リスクとなり得る
- ①運搬時の病原体の飛散防止
 - ②処理施設における汚染拡大防止
- について、検証する必要

＜事業の流れ＞



○ ランピースキン病ワクチン備蓄事業

令和9年度予算概算要求額 45百万円（前年度－）

<対策のポイント>

令和8年の家畜伝染病予防法の改正により家畜伝染病に格上げされたランピースキン病について、発生時に法律に基づき接種されるワクチンは、国内で承認されておらず、民間企業による輸入が認められていません。このため、国が輸入・備蓄し、発生時に迅速に発生都道府県にワクチンを輸送することで、発生農場や周辺農場での**迅速なワクチン接種体制を確立**します。

<事業目標>

迅速なワクチン接種体制を確立することによって、**本疾病のまん延を防止**

<事業の内容>

1. ランピースキン病ワクチン備蓄事業

ランピースキン病のまん延を防止するためには、本病の発生後、患畜等の殺処分や農場内の消毒、移動制限に加えて、緊急的にワクチン接種を行う等、各種防疫措置を総合的に講じることが重要です。一方で、**本病のワクチンは国内で承認されておらず、都道府県において、発生後直ちに入手出来ない状況にあります**。こうしたことから、以下の取組を通じて、**本病の発生時に迅速にワクチン接種ができる体制を確立**します。

① 輸入

ランピースキン病のワクチンをあらかじめ国内に輸入します。

② 備蓄

品質維持を含め、輸入したワクチンを適切に国内で備蓄します。

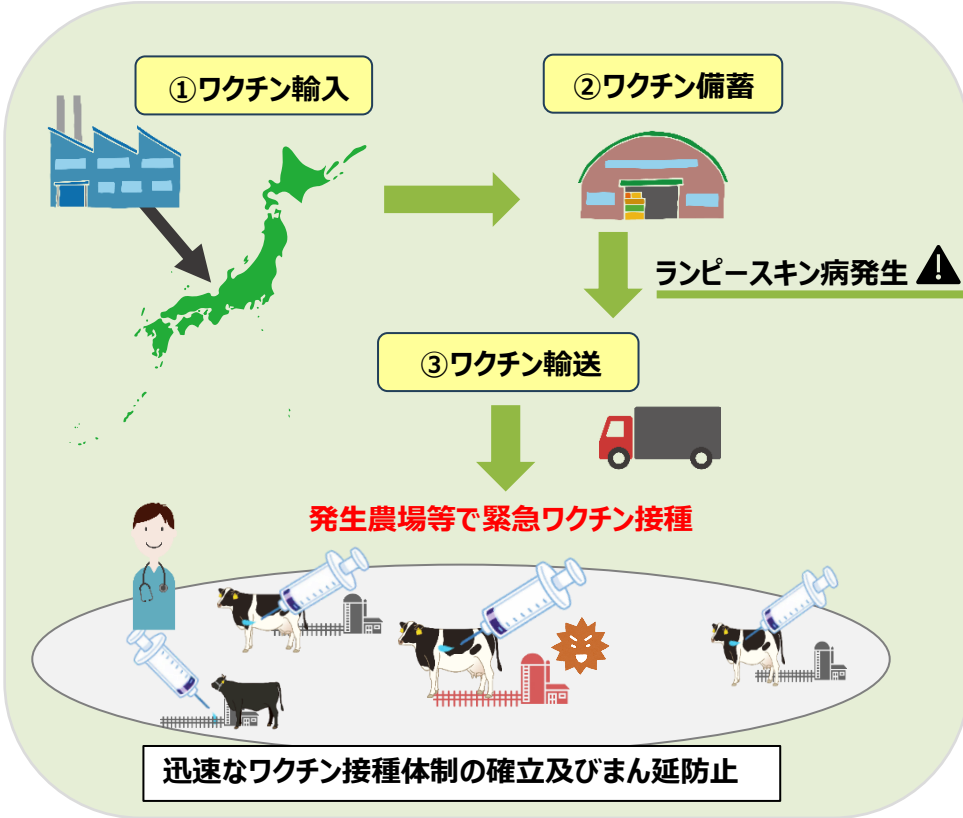
③ 輸送

発生農場や周辺農場において緊急的なワクチン接種が適切に実施できるよう、本病発生時に、迅速に発生都道府県に輸送します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



我が国のWOAH認定施設活動支援事業

令和9年度予算概算要求額 13百万円（前年度 6百万円）

＜対策のポイント＞

我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上及び適切な診断技能等を有する家畜保健衛生所の獣医師職員の確保・育成のため、**WOAH（国際獣疫事務局）認定施設による活動**を支援します。

＜事業目標＞

- ひとたび発生すれば重大な影響を及ぼす動物疾病等の診断体制及び対策の強化による我が国への動物疾病の侵入・拡大リスクの低減
- 我が国の動物疾病診断・検査体制に対する信頼性の向上による輸出検疫協議の促進

＜事業の内容＞

1. WOAH認定施設の国際的な活動の支援

我が国のWOAH認定施設と海外の試験研究機関との**連携構築に係る費用**や国内外からの**検査・診断要請に応じて実施する検査・診断費**を支援します。

2. 精度管理の国際基準を達成するための取組を支援

ISO17025（※）の第三者機関からの認証を受けるために必要な**審査費用及び検査機器の外部点検費用**を支援します。

※国際標準化機構（ISO）が定める、試験所及び校正機関が行う試験及び校正結果の正確性と信頼性を保証するための国際規格。

3. 家畜保健衛生所職員を対象とした研修・講習の開催を支援

我が国の家畜の伝染性疾病への対応力を向上するため、家畜保健衛生所職員を対象とした**研修・講習に要した費用**を支援します。

【参考：WOAH（国際獣疫事務局）とは】

世界の動物衛生の向上を目的とする政府間機関。創設時の通称はOIE。動物衛生や人獣共通感染症等に関する国際基準の策定、各国・地域における特定疾病の清浄ステータスの認定等を行う。

WOAH認定施設とは、こうした国際基準に基づく診断方法等の助言や普及、研究を行う施設。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 消費・安全局動物衛生課（03-3502-8295）

○ 動物検疫所の検疫事業費

令和9年度予算概算要求額 1,935百万円（前年度 1,792百万円）
令和9年度予算概算要求額（デジタル庁計上） 17,791百万円（前年度 13,551百万円）の内数

<対策のポイント>

アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜の伝染性疾病が我が国に侵入しないよう、**動物検疫体制を充実強化**することにより、水際措置に万全を期します。

<事業目標>

我が国への家畜の伝染性疾病の侵入防止を図るとともに、効果的・効率的な水際措置の実施に取り組み、我が国の畜産の振興に寄与

<事業の内容>

訪日外国人の大半を占める中国等のアジア地域では、一度まん延すると発生地域の社会・経済活動に大きな影響を及ぼし得る家畜の伝染性疾病であるアフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザの発生が継続的に報告されています。

これらの地域を始めとする諸外国から**我が国へのアフリカ豚熱等の伝染性疾病の侵入リスクに適切に対応**するため、動物検疫所は、以下のとおり**動物検疫体制の充実・強化**に取り組みます。

1. 家畜の伝染性疾病の侵入防止

- ① **動植物検疫探知犬140頭体制を維持**し、国際郵便物や地方空港も含めた探知活動の充実
- ② 海外旅客が持ち込む物品の消毒による伝染性疾病的侵入リスクの低減
- ③ 海外空港における周知強化等の**入国者への動物検疫制度の周知・広報活動等**
- ④ NACCS等システムの運用及び家畜伝染病予防法改正に伴う機能拡充による検疫強化

2. 国内における違法輸入畜産物への対応強化

違法に持ち込まれた疑いのある畜産物が国内の食材店等で販売されている実態アを踏まえ、令和8年7月の家畜伝染病予防法改正により整備された**販売規制及び立入検査・廃棄権限等**を活用し、**違法輸入畜産物に対する国内対応を強化**します。

<事業イメージ>



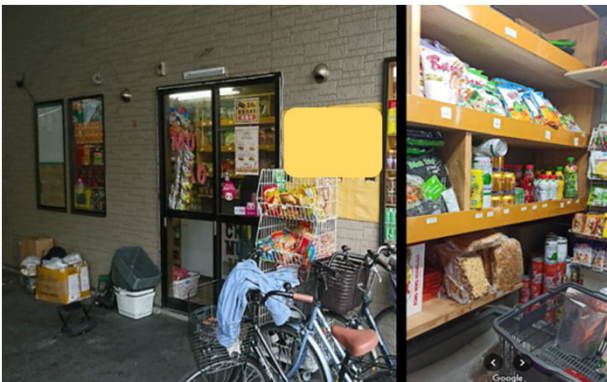
<国際空港で活動する検疫探知犬>



<港における自転車消毒>



<空港における広報キャンペーン>



<違法畜産物の販売が疑われる食材店>

出典：Google Map

○ 飼養衛生管理情報通信整備事業

令和9年度予算概算要求額（デジタル庁計上） 17,791百万円（前年度13,551百万円）の内数

<対策のポイント>

畜産農場における飼養衛生管理水準を向上し、安全な国産畜産物の安定供給及び生産性向上を実現するため、飼養衛生管理基準の遵守状況、生産資材の使用状況等の情報について、関係者間でタイムリーな共有、分析結果の活用等を行うシステムを段階的に構築します。

<事業目標>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等に関する情報をタイムリーに共有・活用するシステムを段階的に開発・運用

<事業の内容>

畜産現場を取り巻く環境は、家畜疾病の発生、抗菌剤の不適切な使用等の課題が山積しており、現場からは、飼養衛生管理の向上に資する科学的エビデンスとなる情報の共有・利活用、指導の充実等を求める声が挙がっています。このため、デジタル技術を活用した効率的な業務や飼養衛生管理等に関する情報のタイムリーな共有・活用に資するシステムを段階的に構築します。

1. システム運用保守

令和8年度までに開発した飼養衛生管理情報、防疫措置情報、指示書に基づく投薬情報、家畜疾病サーベイランス報告情報等を関係者間で共有・活用するシステムについて運用保守を実施します。

2. システム改修

令和8年度に開発した家畜疾病サーベイランス報告システムへの過年度データの移行や、制度改正に伴う改修を実施します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

デジタル技術を活用した飼養衛生管理等情報をタイムリーに共有、活用するシステムを段階的に構築



- フードチェーンにわたる業務改善や利便性向上を推進
- 輸出時の基礎データとしても活用

生産
↓
食肉
処理
↓
消費
(輸出)

- ① 蓄積データの活用による慢性疾病の削減、農場経営の改善
【生産者】
- ② 家畜衛生関連情報の伝達、管理に係る業務負担の軽減
【獣医師(畜産行政)】
- ③ 情報共有及び指導の効率化による飼養衛生管理の向上
【獣医師(畜産行政、家畜診療)】
- ④ 薬剤耐性(AMR)対策の推進、動物用医薬品の適正使用
【関係者全体】
- ⑤ 各国の基準に適応した畜産物の生産による輸出促進
【生産者】
- ⑥ 家畜疾病に係る検査結果等の改善による廃棄の減少
【獣医師(公衆衛生行政)】
- ⑦ 飼養衛生管理向上による安全な畜産物供給
【消費者】

◆ 重大疾病・事故発生時の迅速な対応 【関係者全体】

【お問い合わせ先】 消費・安全局畜水産安全管理課 (03-6744-2103)
消費・安全局動物衛生課 (03-6744-7144)